

夏合宿 第4問

被告人 X は茨城県の前 S 村村長および同村新制中学校建設工事委員会の工事委員長、Y は元同村助役および同工事委員会の工事副委員長として X を補佐していたものであるが、被告人兩名は、当時同村収入役として出納その他の会計業務を掌り、傍ら前示中学校建設工事委員会の委託を受け同校建設資金の寄附金の受領、保管その他の会計事務を管掌していた Z と共謀の上、同人が学校建設資金として受け取り保管していた寄附金合計 23 万 1550 円の中から合計 8 万 1647 円を酒食等の買入れ代金として支払った。

X・Y・Z の罪責を論ぜよ。

最高裁昭和 32 年 11 月 19 日第三小法廷判決